

専決処分について（損害賠償の額を定めることについて）

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定に基づきこれを報告するものとする。

令和6年9月5日提出

日立市長 小川春樹

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和6年8月20日

日立市長 小 川 春 樹

記

損害賠償の額を定めることについて

令和6年7月22日午前8時50分頃、日立市□□町□丁目□□番地先県道61号路上において、顧問立会いの下で行っていた部活動中に、生徒が打った野球ボールが防球ネットを越え、日立市□□町□丁目□□番□□-□□□号□□□氏の使用する自動車に直撃し、物損を与えたので、この損害に対する賠償の額を下記のとおり定める。

記

損害賠償額 金225,610円